

Information

今月のお知らせ

電話番号

総務企画課	
総務係	企画係 財政係
	☎ 82-5210
自然首都推進室（ただみ・ブナと川のミュージアム）	
	☎ 82-5963
	FAX 72-8356
町民生活課	
町民税務係	☎ 82-5110
生活安全係	☎ 82-5100
保健福祉課	
保健係	☎ 84-7005
福祉係	
成年後見センター	☎ 84-7010
農林建設課	
農林係	☎ 82-5230
建設係	☎ 82-5270
交流推進課	
観光交流係	商工労働係
	☎ 82-5240
会計室	☎ 82-5120
只見保育所	☎ 82-2219
認定こども園	☎ 84-2038
明和保育所	☎ 86-2249
朝日診療所	☎ 84-2221
（歯科）	☎ 84-2612
こぶし苑	☎ 84-2101
只見公民館	☎ 82-2141
朝日公民館	☎ 84-2111
明和公民館	☎ 86-2111
教育委員会	☎ 82-5320
学校給食センター	☎ 84-7180
議会事務局	☎ 82-5300
農業委員会	☎ 82-5230

税 今月の納期

10月26日までに
納めましょう

- 固定資産税（3期）
- 国民健康保険税（4期）
- 農集排使用料（10月分）
- 介護保険料（4期）
- 後期高齢者保険料（3期）

お知らせ

「第44回南会津地方統一 防火標語」募集

令和8年秋の火災予防運動の一環として、管内の住民から『防火標語』を募集し火災予防思想の高揚を図ります。最優秀作品は南会津地方統一防火標語として採用し、防火ポスターをはじめ広く防火PRに活用します。

1、募集期間

令和8年10月13日（火）から11月6日（金）までの持ち込みまで有効

2、募集対象者及びテーマ

【対象者】

南会津郡内に在住の方

【テーマ】

防火の大切さや日頃の心がけなどを表現した作品

3、応募方法

郵便はがき、FAX又はメールにて防火標語、住所、氏名（ふりがな）、年齢、職業、電話番号を必ず明記の上、左記宛てに応募してください。なお、応募点数に制限はありません。

【郵便はがき又は

FAXから応募】

〒967-0004

南会津郡南会津町田島字西

上川原乙65 南会津地方広

域消防本部内 南会津消防

設備協会「防火標語」係

℡ 0241-6313114

【電子メールから応募】

bouka-hyungo@

minamiaizu-kouiki.jp

【持ち込み応募先】

南会津広域消防署、伊南出張所、只見出張所、下郷出張所、館岩分遣所、檜枝岐分遣所

4、表彰

南会津消防設備協会会長賞（最優秀作品）1点
南会津地方連合会会長賞 1点
優秀賞 8点

5、発表

12月中旬頃、新聞紙面および南会津地方広域消防本部ホームページで発表するとともに、入賞者には直接通知いたします。

6、その他

○複数の方から入選作と同一の応募標語があった場合は、抽選となります。

○最優秀作品は、今後1年間南会津地方統一防火標語として活用いたします。

10月は「不正軽油撲滅強化月間」です

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでおります。「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない。」

不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆様のご協力と情報提供が欠かせません。不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。

●お問合せ先

不正軽油ホットライン

（県庁総務部税務課）

℡ 024-521-7205

℡ 024-521-7901

電子メール

zeimu@

pref.fukushima.lg.jp

南会津地方振興局県税部

℡ 0241-6215213

℡ 0241-6215219

電子メール

minamiaizu.kenzei@

pref.fukushima.lg.jp

締切間近です！会津版「図柄ナンバープレート」のデザインを募集しています



お問い合わせ
フォームはこちら



会津ナンバー
特設ホームページは
こちら

【募集期間】

令和8年8月14日(金)～
10月15日(木)

【応募方法】

特設ホームページにアクセスいただき、応募フォームからご応募ください。

※応募に関する詳細は募集要項をご確認ください。

●お問合せ先

只見町役場 総務企画課企画係

☎ 0241-8215210

会津総合開発協議会

☎ 0242-2416312

福島地方事務局からのお知らせ

福島地方事務局分室にある訟務部門及び人権擁護課は、令和8年11月2日(月)から福島地方事務局福島合同庁舎内へ移転します。お知らせいたします。

【移転先】

〒960-8021

福島市霞町1番46号(福島合同庁舎4階)

訟務部門

☎ 0241-53411976

人権擁護課

☎ 0241-53411994

(電話番号はいずれも変更ありません)

●お問合せ先

福島地方事務局総務課

☎ 0241-53411111

田島税務署からのお知らせ

税務署では、納税者利便の向上等の観点から、e-Taxやキャッシュレス納付などオンライン手続の利用拡大を進めています。こうした取組を踏まえ、令和8年10月1日から、総合窓口の受付時間を平日9時から15時までに変更します。総合窓口では各種申告書等の受理、国税の納付、納税証明書の交付などを行っています。

各種申告書等の提出につきましては、福島業務センターへの郵送提出にご協力をお願いいたします。

また、税務署での面接相談は事前予約制となっておりますので、一般的なご相談は電話相談センターをご利用ください。

【受付時間】

平日午前9時～午後3時
※円滑な窓口運営のため、受付時間内の来署にご協力をお願いいたします。

【郵送での提出先】

〒960-8509
福島市森合町16-6

福島税務署内
仙台国税局福島業務センター
●お問合せ先
田島税務署
☎ 0241-6211230

広報ただみ9月号訂正

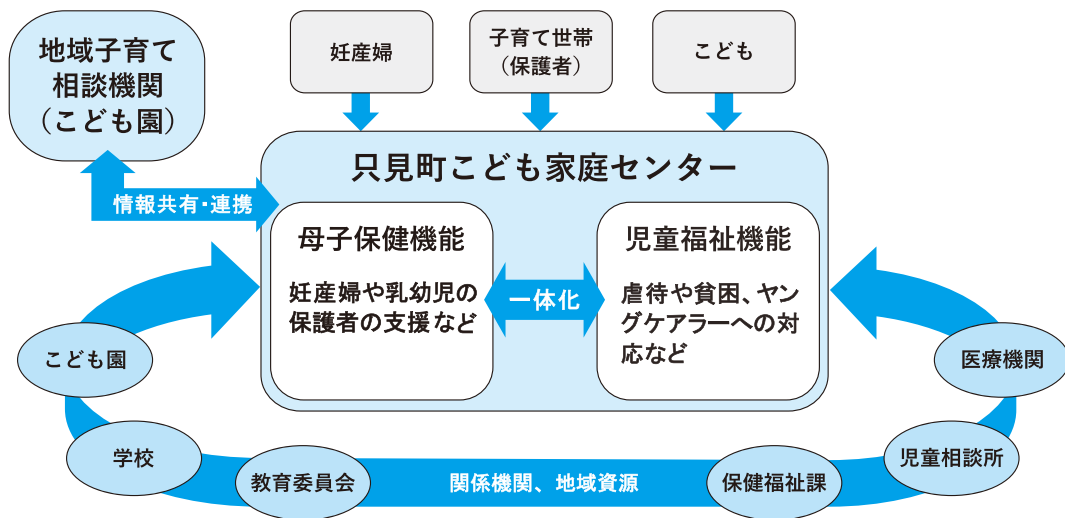
広報ただみ9月号の「『第11回R289フルコース踏破 by WALK&CYCLE 2026』実施」の記事内において、参加者のお名前に誤りがございました。正しくは次のとおりです。お詫びして訂正いたします。

☎ 愛澤 颯太さん

また、「人のうごき」の記事内において、表記の誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

誤) 世帯数 1, 676
正) 女 1, 676

只見町こども家庭センターを10月1日に設置しました



只見町こども家庭センターは、**すべての妊産婦や子育て世帯、こども**へ切れ目のない相談支援を行う場所です。赤ちゃんを育てる自信がない、発達への不安など、気になることがあればいつでもご相談ください。また、オンラインで医師等にいつでも相談できる「産婦人科・小児科オンライン」も導入しました。みなさんの身近な存在としてご利用いただければと思います。



「産婦人科・小児科オンライン」の詳細はこちら

●お問合せ・相談先 只見町こども家庭センター(保健福祉課) ☎0241-84-7005

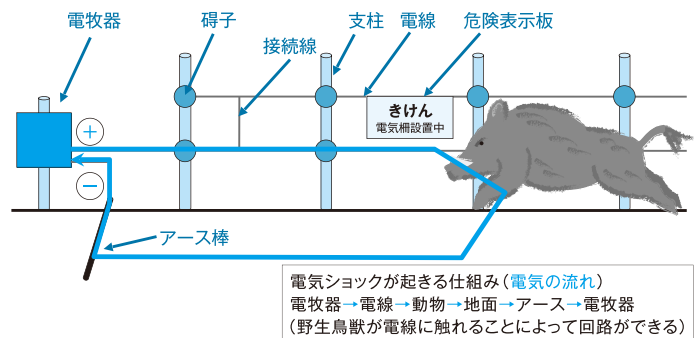
鳥獣被害対策の現場から「イノシシ対策」

イノシシ被害の現状

福島県内でイノシシは平成16年の調査以降、阿武隈川以西の中通り・会津地方でも生息が報告されました。降雪量の減少や遊休農地の増加などさまざまな要因が考えられ、生息域は一気に県全域へと拡大しました。イノシシは年1回複数頭出産し、世代交代が非常に速いことが特徴です。平成27年からの県捕獲事業や令和2年からの野生個体への豚熱感染により、個体数は減少し県の農業被害額は減少傾向にあります。ですが、町内では水稻を中心に掘りこしや踏み倒し、食害などの被害が確認されています。

イノシシ被害の対策

幼獣の「ウリ坊」を1頭捕獲しても個体数は増加するため、イノシシは侵入防止柵の設置や緩衝帯整備など総合的な対策がより求められる獣種です。鼻先でエサを探る習性があることから、電気柵の場合、電線の間隔を20cm以下、2～3段にして鼻先から通電させるようにします。



▲電気柵の仕組みの模式図

『野生鳥獣被害防止マニュアル【総合対策編】』(2023農林水産省)p.27より引用

参考文献 ・『野生鳥獣被害防止マニュアル【総合対策編】』(2023)農林水産省
・『福島県イノシシ管理計画(第4期)』(2024)福島県

●お問合せ先 農林建設課農林係 ☎0241-82-5230